

第5章

関税

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

関税は代表的な貿易障壁であり、WTO では、加盟国が交渉(ラウンド)を通じて相互に関税を引き下げていくことを目指している。こうした動きに係る法的規律を概観する前に、ここでは、関税の定義、機能、要素(関税率、関税分類、関税評価)について説明する。

① 関税とは

関税とは、物品の輸出入に際して課せられる税金のことであるが^(注1)、物品の輸入に際して課せられる輸入関税を指すのが一般的である^(注2)。

(注1) GATT 第1条では、一般的最恵国待遇の対象として「customs duties and charges of any kind imposed on or in connection with importation or exportation ……」と規定しており、輸入に対する関税と併せて輸出に対する関税も想定している。

(注2) 我が国の関税は、関税率法第3条において、「関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとし、……」と規定しており、輸入貨物にのみ課することを明らかにしている。

② 関税の機能

関税には、財源機能、国内産業保護機能、貿易歪曲効果是正機能(制裁機能)の3つの機能があらと考えられる。

財源機能とは、関税収入が国の財源となる側面に着目した場合の機能である。かつては関税の機能としてこの財源機能が重視されたが、経済の発展と内国税の体系整備により、先進国においては、

その重要性は低下している。例えば、我が国における関税収入額は約1.05兆円であり、国税収入に占める関税収入の割合は約1.9%である(2016年度決算ベース)。他方、開発途上国においては、なお関税の財源機能が重要である国もある。

国内産業保護機能とは、関税を課すことにより、競合する輸入品に不利となるよう競争条件を政策的に変更し、国内産業を保護する機能である。事実、各国の関税率を見ると、それぞれの国内産業の競争力を相当程度反映しているものと考えられる。なお、市場アクセスと国内産業保護とのバランスを図る観点から、一定の数量までは無税又は低税率(一次税率)の関税を適用し、当該数量を超える輸入については比較的高税率(二次税率)の関税を適用する関税割当制度が採用されている場合もある。

WTO 協定上は、国内産業保護手段として、数量制限が原則として禁止される一方、関税による保護は認められている^(注3)。これは、国内産業保護手段としては、関税が数量制限より望ましいと理解されてきたことによる(後述(3)参照)。

貿易歪曲効果是正機能(制裁機能)とは、貿易歪曲効果を有する措置への対抗策として関税が用いられる場合の機能である。例えば、GATT 第6条の実施に関する協定(アンチ・ダンピング協定)において、ダンピングが行われていると認められる場合にアンチ・ダンピング関税によりその是正が図られる場合や、補助金協定において、交付は禁止されていないが輸入国の国内産業に損害を与えて

いる補助金に対して相殺関税が課される場合がこれにあたる（第 6 章「アンチ・ダンピング措置」及び第 7 章「補助金・相殺措置」を参照）。

（注 3）GATT 第 11 条では、「加盟国は、……関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない」と規定し、数量制限を禁止する一方で関税賦課は認めている。

③ 関税率

関税措置においては、言うまでもなく関税率が重要な要素となる。

上述のような 3 つの機能を有する関税であるが、関税賦課は世界経済全体の厚生を低下させる可能性をはらむ。そのため、1947 年以来、GATT の下で、関税率の水準が逐次引き下げられてきた。これは、各国が関税交渉（1994 年に終了したウルグアイ・ラウンドを含めた数次のラウンド交渉）により関税率の上限（これを「譲許税率」という。また、譲

許税率を上限として実際に適用される関税率を「実行税率」という）を相互に引き下げることで実現されてきた。また、ウルグアイ・ラウンド以後、分野別の関税率引き下げの努力が行われ、情報技術協定（ITA：Information Technology Agreement）による情報技術製品の関税撤廃や医薬品関税撤廃等の成果をあげている。なお、ウルグアイ・ラウンドの結果、我が国の鉱工業品の最終平均譲許税率（貿易量加重平均）は 1.5% となり、米国 3.5%、EU 3.6%、カナダ 4.8% と比較しても相対的に低い水準となっている。

一方で、各国で依然として農産品をはじめとする分野で高関税のまま維持されている品目もあり、タリフ・ピークと呼ばれている。例えば、米国（落花生）、EU（バナナ）、カナダ（バター）、韓国（カッサバ芋）等において見られる。

<図表 II - 5-1> ウルグアイ・ラウンドによる各国鉱工業品の関税率、譲許率の変化

		日本	米国	EU	韓国	豪州	インド ネシア	タイ	カナダ	マレー シア	フィリ ピン	インド
平均 関税	前	3.8	5.4	5.7	18.0	20.0	20.4	37.3	9.0	10.2	23.9	72.2
	後	1.5	3.5	3.6	8.3	12.2	36.9	28.0	4.8	9.1	24.6	32.4
譲許 率	前	98	99	100	24	36	30	12	100	2	9	12
	後	100	100	100	89	96	92	70	100	79	66	68

- (注) 1. 日本の数字については旧通商産業省推計（石油（Petroleum）、林・水産物を除く。林・水産物を含む場合の数字は 1.7%）。
2. その他の国については GATT 事務局の計算による（石油（Petroleum）は除く）。
3. 平均関税率は貿易加重平均により算出したもの。

$$\text{平均関税率} = \frac{\text{譲許品目の関税額の総和}}{\text{譲許品目の輸入額の総和}} \times 100$$
（譲許品目の関税額 = 譲許品目輸入額 × 譲許税率）
4. 譲許率（バインド率）は貿易加重平均により算出したもの。
5. 「前」、「後」はウルグアイ・ラウンド合意実施前、実施後の税率を示す。

<図表Ⅱ-5-2> 主要各国の関税率の状況

国・地域名	単純平均譲許税率 (%)		単純平均実行税率 (%)		譲許率 (%)	
	非農産品	全品目	非農産品	全品目	非農産品	全品目
香港	0.0	0.0	0.0	0.0	37.7	45.9
日本	2.5	4.4	2.5	4.0	99.6	99.7
米国	3.3	3.5	3.2	3.5	100.0	100.0
EU	3.9	4.8	4.2	5.1	100	100
台湾	4.7	6.3	4.8	6.4	100	100
カナダ	5.3	6.8	2.2	4.2	99.7	99.7
シンガポール	6.5	9.6	0.0	0.2	65.0	69.6
ロシア	7.1	7.6	7.3	7.8	100	100
中国	9.2	10.0	9.0	9.9	100	100
韓国	10.2	16.8	6.8	13.9	93.6	94.5
ベトナム	10.4	11.5	8.4	9.5	100	100
ニュージーランド	10.9	10.2	2.2	2.0	100.0	100.0
豪州	11.0	9.9	2.7	2.5	96.6	97.0
マレーシア	14.9	22.3	5.5	6.1	81.9	84.3
南アフリカ	15.7	19.0	7.5	7.6	95.5	96.1
フィリピン	23.4	25.7	5.7	6.3	61.9	67.0
チリ	25.0	25.1	6.0	6.0	100	100
タイ	25.5	27.8	7.7	11.0	71.3	75.0
ブラジル	30.8	31.4	14.1	13.5	100	100
アルゼンチン	31.7	31.8	14.2	13.6	100	100
インド	34.5	48.5	10.1	13.4	70.5	74.4
メキシコ	34.8	36.2	5.7	7.1	100	100
インドネシア	35.6	37.1	6.7	6.9	95.8	96.3
ジャマイカ	42.5	49.6	6.7	8.5	100	100
ケニア	57.0	95.1	11.7	12.9	2.0	14.8
レソト	60.1	78.3	7.4	7.6	100	100

(注)1. 上記数値はWTO事務局作成World Tariff Profiles 2016より抜粋。

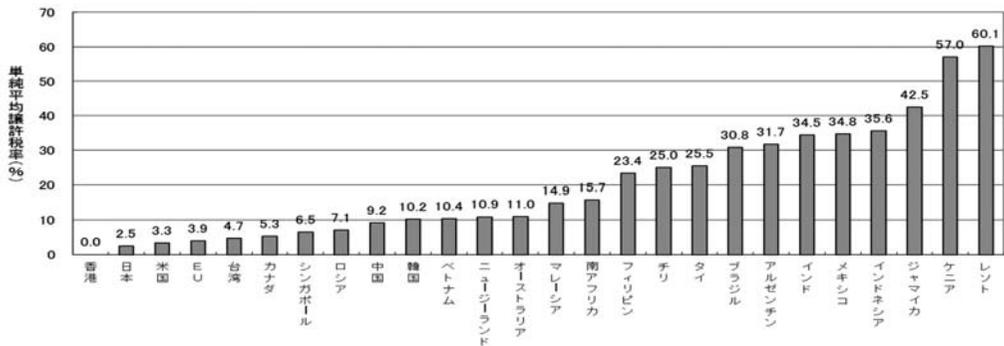
(注1) 数字は品目ベース。

(注2) 非農産品とは、農業協定対象品目以外の品目であり、林・水産物を含む。

2. 平均実行税率が平均譲許税率を上回っている国があるが、これは、平均実行税率と平均譲許税率では算出にあたって使用する品目数が異なること等に起因するものであり、ただちに個別の品目について譲許税率を上回る税率を課していることを示すものではない。

3. 譲許率について、100.0は、小数点第一位を四捨五入して100%になる場合、100は、非譲許の品目が一つもない場合を意味する。

<図表 II - 5-3> 非農産品の単純平均譲許税率



※WTO事務局 World Tariff Profiles 2016の数値を基に経済産業省作成。

④ 関税分類

関税率とともに関税制度の基本となる要素が、関税分類である。

各国の関税賦課の基準となる関税率表は、品目ごとに割り当てられた関税分類番号と、それぞれの番号に対応する関税率とから成っている。ある物品を意図的により関税率の高い品目に分類する等恣意的な運用がなされれば、関税率の引き下げが事実上無効化してしまうため、関税分類の在り方は具体的な関税賦課に際して極めて重要な意味を有する。

関税分類については、WTO 協定上の規定はなく、かつては各国が独自の制度を有していたが、貿易拡大に伴い統一化の必要性が認識され、1988 年に関税協力理事会 (CCC : Customs Cooperation Council、通称WCO : World Customs Organization) において「商品の名称及び分類についての統一システム (HS : Harmonized System)」 (HS 条約) が策定された。

本条約には、2017 年 2 月現在、我が国、米、EU などの主要国を含む世界 154 各国及び EU が加盟し、条約には加盟していないものの HS 条約附属書 (HS 品目表、最小単位は 6 桁) を適用している国等を含めると、208 各国・地域等において関税分類番号で 6 桁までの関税分類が統一されている。

HS 条約加盟国は、自国の関税率表を HS 品目表に適合させる義務があり、我が国の関税率法、関税暫定措置法の別表及び輸出入統計品目表も、これに適合している。

HS 品目表は、国際貿易の実態を踏まえて作成されているが、技術革新による新規商品の登場、国際貿易の態様の変化等に対応するため、これまでに 6 度(1992 年、1996 年、2002 年、2007 年、2012 年、2017 年) 改正されている。

2017 年の HS 品目表改正 (2014 年 6 月の WCO 総会において承認、採択。2017 年 1 月から発効) では、社会的要請や技術革新を反映した項・号の新設、変更などが行われた。

⑤ 関税評価

関税の賦課に際しては、賦課の基準額を査定する関税評価も重要な要素となる。

仮に、関税賦課の基準額を各国が恣意的に認定すれば、関税率の設定は無意味となってしまう。そこで、関税評価については、GATT 第7条及びGATT 第7条の実施に関する協定（関税評価協定）により、国際ルールが定められている（注4）。

（注4）関税評価協定第1条では「輸入貨物の課税価額は、輸入貨物の取引価額・・に第8条の規定による調整を加えた額とする」と規定し、現実の支払価額を基本とすることを明らかにしている。また、第2条では、例外的に同種貨物の取引価額によることのできる旨規定されている。

さらに、第7条においては、課税価格の決定の際に用いてはならないもの（禁止事項）が列記（輸入国で生産された貨物の販売価格、最低課税価格等）されている。

（2）法的規律の概要

WTO 協定は、数量制限を原則として禁止する一方で関税賦課を容認しつつ、加盟国が関税交渉を通じて、品目ごとに、関税率の上限を約束し（この約束を「譲許」という）、逐次その上限税率（譲許税率）を引き下げることによって、関税障壁を削減することを目指している。

① GATT 上の規律

GATT 第2条は、加盟国に対して、譲許税率を超えない関税率の適用を義務づけている。また、GATT 第28条は、加盟国が譲許税率の引上げや撤回を行うためには、譲許について直接交渉した加盟国や主要供給国との交渉・合意と、その譲許の変更を実質的利害を有する当該製品の主供給国等との協議を条件とする旨規定している。

② 関税分類に関する規律

関税分類については、上述のHS条約第3条1項において、締約国がHS分類の部、類、項又は号の適用範囲を変更しない義務を規定し、HSの統一運用の確保を図っている。HS分類は、技術開発の進展等を反映して定期的に見直されるが、品目の分類が変わっても、譲許内容には影響しないのが原則であり、譲許税率が引き上げられる結果とな

る場合には、GATT 第28条の交渉が必要とされている。

③ 「譲許」の重要性

以上から明らかなように、譲許税率が高いことや、そもそも譲許しないことは、WTOルール上は問題とならない。譲許税率の範囲内で実行税率を引き上げることや、非譲許品目の税率を引き上げること、WTO協定上は許容される。

しかしながら、協定上許容されるからといって突然関税率を引き上げるといった措置がとられると、予見可能性等の観点から貿易への悪影響は免れないことは当然である。また、先に述べたとおり、譲許を通じて関税率の引き下げを図っているWTO協定の前提からしても、譲許は不可欠のプロセスである。

こうした観点から譲許の重要性は強調されるべきであるが、ウルグアイ・ラウンド後の非農産品の譲許率（全譲許品目数／全品目数×100）を見ると、我が国や米国、EU、カナダではほぼ100%であるが、韓国93.6%、インドネシア95.8%、タイ71.3%、マレーシア81.9%、シンガポール65.0%、香港37.7%等となっており、相対的に低い水準の国・地域も散見される（WTO事務局作成 World Tariff Profiles 2016より）。なお、譲許の際には、予見可能性を高める観点から、可能な限り譲許税率を実行税率の水準に揃えるべきである。開発途上国においては一般的に譲許税率と実行税率の乖離が大きく、いつでも譲許税率までの引き上げが可能となっている。これは予見可能性の観点から問題であり、実行税率より高い関税率での譲許は是正されるべきである。なお、先進国については、両税率の間にほとんど乖離は見られない。

（3）経済的視点及び意義

ここでは、関税が数量制限よりもなぜ望ましい措置として理解されてきたのか、関税率の引き下げがなぜ望まれるのか、といった問題について基礎的な経済的分析を加える。また、これらの分析を踏まえ、WTOにおける関税引き下げの国際交渉の重要性について指摘する。

① 関税の効果

輸入関税賦課の最も基本的な効果は、当該国における国内価格上昇である。いわゆる「小国」（国際価格に影響力を有しない国）の場合、関税分だけ価格が上昇する。他方、いわゆる「大国」（国際価格に影響力を有する国）の場合には、関税による需要減少が国際価格を低下させるため、実際の価格上昇は関税分よりも低くなる。

この国内価格の上昇は、当該財の国内生産を拡大させると同時に、その財への需要を抑制することになる。つまり、関税によって、国内生産者は利益を得るが、消費者は損失を被ることになる。また、当然のことながら、輸入国政府は関税収入を得る。

このように関税は異なるグループに異なる利益と費用をもたらし、これらの大小関係が輸入国全体としての経済厚生の変化を決めることになる。経済厚生は、関税賦課が国際価格に影響を与えない「小国」の場合は必ず下がるが、関税の賦課が国際価格の低下につながる（すなわち交易条件の改善がある）「大国」の場合には上がるケースもある。特に、関税が十分に低い場合には交易条件の改善による利益は常に費用を上回り、厚生を最大化する「最適関税」が存在することが知られている。しかし、自国の交易条件の改善は外国の交易条件の悪化をもたらしており、外国の経済厚生を低下させることになる。したがって、場合によっては、外国の反発を招きかねない。

なお、輸入した原材料を用いて生産を行っている場合には、通常、最終製品に対する関税率だけで最終製品の保護水準とみなすことはできない。この場合、原材料に対する関税率も考慮する必要がある。すなわち、原材料に対する関税率の方が最終製品に対する関税率よりも低い場合には、最終製品の実際の保護率は最終製品に対する関税率よりも高いと考えるべきである（このように、原材料に対する関税率も考慮した保護率を「有効保護率」と呼ぶ）。

したがって、関税率が低くとも、国内産業保護機能が十分に機能する場合があることに注意が必要である。

② 数量制限の効果（第 II 部第 3 章「数量制限」参照）

数量制限には様々な形態があるが、その代表的な形態である輸入割当について考えると、理論的には、その効果は輸入関税と同じく、輸入水準の低下と国内価格の上昇である（同等性定理）。

輸入割当が輸入関税と異なる点は、輸入国政府が収入を得ず、輸入割当のライセンスを得た者が超過利益（割当レント）を得ることになる点である（しかし、ライセンスをオークションによって輸入業者に売り渡せば、理論上は関税収入と同額の政府収入を得ることになる）。

なお、国内市場が完全競争にない場合（例えば独占の場合）、市場が成長している場合、商品価格に変動がある場合等には、一般に数量制限の方が市場歪曲効果が大きく、同等性定理が成り立たないことが知られている。

③ 輸入関税が数量制限よりも望ましい理由

前述のとおり、WTO 協定では数量制限が原則として禁止される一方、関税による保護は認められている。これは、政策の施行が不透明になりがちな数量制限（例えば相手先と数量が恣意的に決定されがちになる）よりも関税のほうが恣意性が介在しにくいこと、数量制限では国際価格の変化や為替変動に拘らず輸入量が一定に制限されること、輸入割当の公平性が担保されないことへの警戒、といった点が根拠となっているものと考えられる。さらに、関税であれば、効率化によるコスト削減などによる輸出努力の余地がある点も、数量制限よりも関税のほうが望ましいと理解されてきた根拠である。

④ 関税引き下げの正当化根拠

WTO 協定は、数量制限を原則として禁止し、関税による産業保護を認める一方で、加盟国が交渉を通じて関税を逐次引き下げていくことを目指しているが、関税引き下げの正当化根拠は、経済的には次のように要約される。すなわち、関税引き下げは、関税賦課による価格システムの歪曲を通じた効率性喪失（いわゆる死荷重）を低減する。また、市場保護の程度を減らすことにより市場が拡

大すると、輸出国の生産者は規模の利益を享受でき、経済全体としてもメリットが生じる。

このような議論に対しては、「大国」においては交易条件改善によるメリットがある（最適関税の議論）との反論や、国内市場の失敗が存在する場合には関税が厚生を高めるとの反論がある。

しかし、最適関税は相手国の犠牲の下に厚生を増大させるため世界全体の厚生が自由貿易に比べて低くなることや、相手国が報復措置をとった場合には結局経済厚生が自由貿易の状態より悪化する可能性があることが知られている。また、国内市場の失敗には関税のような国境政策ではなく国内政策、すなわち市場の失敗を直接是正するような政策を割り当てたほうがよいとされている。

⑤ 関税による所得再分配と国際交渉の重要性

以上のように、経済的に見ると、基本的には関税引き下げが経済効率性を向上させると考えられ、関税率は低減されることが望ましい。

しかしながら、現実には関税を完全に撤廃する国はまれである。各国の関税実態を見ると、社会全体での厚生増加を目的として低減するのではなく、むしろ所得再分配を目的として関税が賦課されている場合も多いからである。これは、様々な利益団体の行うロビー活動など政治的な意図による影響が少なからず反映しているものと思われる。

このように国内的要因によって関税が賦課されている場合、経済学的な社会全体の厚生増大を理由として自発的な関税引き下げを実現することは困難である。

ここに、WTO の基本的な考え方である国際交渉による関税引き下げの重要性がある。国際交渉を通じて相互に利益を与えることを条件とすれば、関税引き下げを通じたより自由な貿易が実現できるのである。

(4) 後発開発途上国 (LDC) への配慮措置

1996年6月のリヨン・サミットにおいて、WTO事務局長がLDC（後発開発途上国）向け関税撤廃構想を提唱したことを契機として、その後の累次の

サミット等において、LDC向け市場アクセス改善の可能な方策を検討する旨の宣言が行われている。

このような背景を踏まえて、1999年12月のWTO第3回シアトル閣僚会議において、LDCからの輸入について無税・無枠の特恵待遇を実質的にすべての産品に供与し、実施するとの提案がなされたが合意には至らなかった。

しかし、2000年2月、WTO事務局長が新ラウンド立ち上げに向けた開発途上国との信頼醸成措置として本件イニシアティブを提唱した。また、UNCTAD（国連貿易開発会議）において、小渕首相（当時）が本イニシアティブを主要国の参加を得て推進すると表明した。

同年3月末には日本・EU・米国・カナダの四極の間で「先進国は、自国の特惠措置に基づき国内上の要件及び国際上の協定に準拠して、LDCを原産とする実質的にすべての産品に対して無税無枠の措置を与えることによりLDCに対して優遇されたマーケット・アクセスを供与する」ことで合意した。

この四極の合意をベースに、2000年5月のWTO一般理事会で本イニシアティブが発表され、チリ、チェコ、ハンガリー、アイスランド、韓国、ニュージーランド、ノルウェー、スロベニア、スイスが参加を表明し、また、2000年6月のAPEC貿易担当大臣会合の議長声明でも、本イニシアティブに未参加のAPECエコノミーに対し、自主的に本イニシアティブに参加するよう促すことが盛り込まれ、香港、豪州、シンガポールが本イニシアティブへの参加を確認した。

さらには、2001年5月に開催された第3回国連LDC会議において、「LDC産品のすべての品目について無税無枠の措置を講じるという目標に向けて改善の作業を行う」旨のブリュッセル宣言及び行動計画が採択され、同年7月のジェノバ・サミット・G8コミュニケ及びWTO閣僚宣言において当該宣言内容が再確認された。

2002年6月末にカナダで開催されたG8カナダスキス・サミットのアフリカ行動計画、8月末から南アフリカで開催されたWSSD（持続可能な開発に関する世界首脳会議）の実施、2003年6月にフランスで開催されたエビアン・サミットのG8協調

行動、2005年7月にイギリスで開催されたグレンイーグルズ・サミットのG8の貿易においてもブリュッセル宣言のスタンスが確認された。

我が国では、2002年12月に関税・外国為替等審議会において2003年度関税改正に関する答申が出された。特に特惠関税制度については、上記国連LDC会議やサミット等における議論を踏まえ、LDCへの一層の支援を図るため、農水産品につきLDCに対する無税品目を大幅に拡大した(農水産品198品目を追加)。

2005年12月の関税・外国為替等審議会においては、2006年度以降、我が国のLDC特惠の対象国にコモロ、ジブチ、東ティモールの3か国を追加する旨の答申が出された。

また、同月、香港で開催されたWTO第6回閣僚会議に先立ち小泉首相(当時)は、LDCからの市場アクセスを原則として無税無枠化し、開発途上国の輸出能力の向上に対して支援する等を含む「開発イニシアティブ」を発表した。

さらに、同閣僚会議において、先進国は、2008年又はDDA実施期間の開始までにすべてのLDC産品について原則無税無枠化すること、実施が困難な国は、最低でも品目ベースで97%の無税無枠供与が合意されたほか、綿花問題やWTO協定上のLDCに対する新たなS&D(特別かつ異なる待遇)について合意するなど、開発途上国に配慮した成果が得

られた。

これを踏まえ、我が国では、2006年12月の関税・外国為替等審議会において、LDCへの一層の支援を図る観点から、WTO香港閣僚宣言等を受けたLDCに対する市場アクセスの無税無枠措置の拡充等について答申が出された。本答申を踏まえ2007年4月1日以降、LDC産品のうち無税無枠措置の対象となる品目の割合は、品目ベースで約86%から約98%まで拡大されている。

また、2013年12月にインドネシア・バリで開催されたWTO第9回閣僚会議では、品目ベースで97%の無税無枠供与を達成していない先進国は、第10回閣僚会議までに改善することが合意されるとともに、LDC産品であることの確認を容易にし、特惠適用を改善するためのLDC特惠制度の原産地規則ガイドラインが閣議決定として合意された。我が国では、こうしたLDCからの要望もあったことから、2015年4月1日からHS61(ニット製衣類)の特惠原産地規則の原産地基準を2工程から1工程へ緩和した。

2015年12月にケニア・ナイロビで開催された第10回閣僚会議では、第9回閣僚会議で合意されたガイドラインを踏まえ、LDC向け特惠原産地規則についての具体的な論点についてより詳細な方向性を示した閣議決定が合意された(第II部第10章原産地規則及び資料編第1章参照)。

2. 交渉状況

(1) ドーハ・ラウンド非農産品市場アクセス(NAMA)交渉

① 議論の背景

農産品以外のすべての品目(鉱工業品及び林水産物)を含む非農産品の貿易は、世界貿易の約9割を占めており、市場アクセスの改善は世界経済活性化の鍵である。累次のラウンドを通じて、なお一部の品目において高関税が残存するものの、先進国の関税は全体として低水準となっているが、他方で、開発途上国の中には全体として高関税の

国も少なくない。

こうした状況を踏まえ、2001年以降のドーハ・ラウンド交渉では、一層の市場アクセス改善のために関税・非関税障壁の削減又は撤廃について交渉が行われてきた。

関税交渉は、関税の一律削減と分野別の関税撤廃の2つの交渉が行われてきた。関税の一律削減とは、全ての品目に一律に適用される関税引き下げ方式(フォーミュラ)を用いた関税の削減方法である。この中核的な要素(フォーミュラの係数、開発途上国向けの柔軟性、非譲許品目に関するか

さ上げ幅)については、当初、先進国と開発途上国の間に隔たりがあったものの、2008年12月の第4次改訂議長テキストでは、多くの要素で意見が収斂した。

他方、先進国は、フォーミュラによる関税削減では新興国の関税を十分に削減できないため、さらなる関税削減を目指して、特定分野の品目を対象とする分野別の関税撤廃交渉を進めた。分野別関税撤廃交渉は、産業分野を特定してフォーミュラカットによる関税引き下げを超える関税撤廃・関税率の調和を行おうとするものであり、現在、電気・電子や化学等、14の分野が提案されている。これまで、製品分野毎に、各国の輸出関心やセンシビリティに配慮し、より柔軟な条件設定を行うことで、成立要件であるクリティカルマス（世界貿易の主要割合）を目指して議論が進められていたが、現時点ではこれが成立している分野別関税撤廃提案はまだない。

さらに、分野別関税撤廃交渉と同時進行で、技術規格、表示義務、輸入規制その他関税によらない貿易障壁である非関税障壁（NTB）の撤廃に関する議論が進められた。2008年12月の第4次改訂議長テキストでは、非関税障壁に関し、13の提案が附属書に記載された。これらの提案には、個別分野に係る国内規制や認証制度の調和志向、透明性の強化等を提案する「分野別」の提案と、非関税障壁の削減に向けた二国間の協議を促進するための手続き等を定める提案などの「水平的」な提案が含まれている。

（ドーハ・ラウンド交渉の詳細は、資料編を参照）

② 現状

2001年のドーハ・ラウンド交渉の開始以降、関税の一律削減について議論され、その成果が2008年12月の第4次改訂議長テキストに反映された。それ以降は、主に、関税の分野別撤廃及び非関税障壁削減の議論が進められてきた。しかしながら、ドーハ・ラウンド交渉は、いまだに妥結に至っていない。

このような状況において、WTOの多角的貿易体制に対する信任維持のために、産業界からの要望の強い分野について、ドーハ・ラウンド交渉の枠

外で市場アクセス改善のための交渉が進められている。その一つが情報技術協定（ITA）の拡大交渉である。

以下で、同協定の概要とともに、同協定の拡大交渉の状況について、解説する。

（2）拡大ITA（情報技術協定）交渉

① 議論の背景

ITA（Information Technology Agreement：情報技術協定）は、1996年12月のWTOシンガポール閣僚会議で、WTO加盟国29か国（世界貿易シェアの83%）が情報技術（IT）製品の関税撤廃等に合意したものであり、1997年に発効された。現在、WTO加盟82メンバー（図表Ⅱ-5-4）がITAに参加しているが（世界貿易シェアの97%）、関税撤廃の効果は、WTO協定の下で全加盟国に適用される。

ITAは、世界貿易総額の15%の関税撤廃に貢献しており、ITA立ち上げ当初の1996年には対象品目の貿易量が1.4兆ドルであったものが、2013年には5.3兆ドルにまで約3.7倍に拡大した。ITAはIT製品の貿易拡大を通じて、ITを通じた各国経済の生産性向上、成長に貢献するものであり、特に、電機電子分野においては国際的なサプライチェーンが最も発展している分野であり、WTOにおける多国間での貿易自由化の意義は大きい。

② 交渉状況

（a）拡大交渉立ち上げから妥結までの経緯

IT製品は、技術進歩が早く、年々新製品が発売される一方で、ITAについては1997年の発効以来、対象品目の見直しがされていなかった。このため、各国産業界から、技術進展による新製品等を対象としたITAの対象品目の拡大を求める強い要望が寄せられていた。具体的には、2011年3月に我が国を含む17か国・地域の39のハイテク産業団体（その後、同年5月に18か国・地域から41の団体）が拡大ITAを要請する共同声明を発表した。

このような産業界の声に後押しされ、2011年半ばから日米が拡大ITA交渉の立ち上げを主導した。2012年5月にジュネーブのWTO事務局で開催されたITA15周年シンポジウムにおいて、世界の産業

界から拡大 ITA 交渉開始に対する強い要望があったことも踏まえ、その翌日に開催された ITA 委員会公式会合において、多くの国が日米等の拡大 ITA に関する共同提案を強く支持し、実質的な交渉が開始されることとなった。

累次の交渉を経て、2015 年 7 月にジュネーブで開催された交渉会合で、交渉参加メンバーは拡大対象品目 201 品目(新型半導体、半導体製造装置、デジタル複合機・印刷機、デジタル AV 機器、医療機器等)に合意した。同月、対象品目 201 品目に加え、関税撤廃期間や実施スケジュール等の合意に関する宣言文が、WTO 一般理事会で報告・公表された。

同年 9 月からは、我が国が拡大 ITA 交渉の議長を務め、個別の対象品目の関税撤廃期間等に関する交渉を行なった。そして、2015 年 12 月、ケニア・ナイロビで開催された第 10 回 WTO 閣僚会議 (MC10) において、林経済産業大臣が議長を務める中、交渉妥結に至った。

(b) 現状

2017 年 2 月現在、対象品目の世界貿易額の 90%

以上をカバーする、54 メンバー (図表 II - 5-4。2016 年 8 月にマカオが参加。) が拡大 ITA に参加している。201 対象品目の全世界貿易額は年間約 1.3 兆ドルに上り、全世界の総貿易額の約 10% を占める規模である。日本からの輸出額が大きく、高関税な品目の例としては、デジタルビデオカメラ (最大関税率 35%)、半導体製造用フォトレジスト (最大関税率 20%)、フラットパネルディスプレイ製造装置 (最大関税率 10%) 等が挙げられる。日本からの対象品目の対世界輸出額は約 9 兆円、輸出先での関税支払削減額は約 1700 億円と試算している。

2016 年 7 月 1 日から関税撤廃が順次開始され、2019 年 7 月には約 90% の関税が撤廃されることになる。また、2024 年 1 月には、全 201 品目の関税が 54 メンバーについて完全に撤廃されることになる。54 メンバー中 49 メンバーが関税撤廃を開始しており (各メンバーの詳細は、第 I 部の各章を参照)、我が国は、関税撤廃を実施するための WTO 譲許表の修正及び訂正に関する確認書を 2017 年 2 月に国会に提出した。

<図表 II - 5-4> ITA及び拡大ITAの参加メンバー (※2017年2月時点)

ITA 参加メンバー (合計 82 メンバー)			
拡大ITA参加メンバー (合計54メンバー (下線))			
Afghanistan	Hong Kong, China	<u>Montenegro</u>	<u>Penghu, Kinmen, and</u>
<u>Albania</u>	<u>Iceland</u>	Morocco	<u>Matsu</u>
<u>Australia</u>	India	<u>New Zealand</u>	<u>Singapore</u>
Bahrain	Indonesia	Nicaragua	<u>Switzerland</u>
<u>Canada</u>	<u>Israel</u>	<u>Norway</u>	<u>Liechtenstein</u>
<u>China</u>	<u>Japan</u>	Oman	Tajikistan
<u>Colombia</u>	Jordan	Panama	<u>Thailand</u>
<u>Costa Rica</u>	Kazakhstan	Peru	Turkey
Dominican Republic	<u>Korea</u>	<u>The Philippines</u>	Ukraine
Egypt	Kuwait	Qatar	United Arab Emirates
El Salvador	Kyrgyz Republic	Russian Federation	<u>United States</u>
<u>European Union</u>	<u>Macao, China</u>	Saudi Arabia	Vietnam
Georgia	<u>Malaysia</u>	Seychelles	※なお、メンバー数に
<u>Guatemala</u>	<u>Mauritius</u>	<u>Separate Customs</u>	はEU加盟国28か国を含
Honduras	Moldova	<u>Territory of Taiwan,</u>	む。

(3) EGA (環境物品協定) 交渉

① 議論の背景

2001年のドーハ閣僚宣言において、「環境関連物品及びサービスに係る関税及び非関税障壁の撤廃及び削減」に関する交渉の立ち上げと、貿易と環境に関する委員会特別会合(Committee on Trade and Environment Special Session)の設置が盛り込まれ、これを受けて、CTESSにおいて関税削減・撤廃の対象となる環境物品リストに関する議論が行われてきた(詳細は第Ⅱ部補論1 貿易と環境 参考 ドーハ開発アジェンダにおける環境を巡る議論の進捗状況を参照)。

その後、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中で、APECに場を移して環境物品の関税削減・撤廃が議論された。2011年11月のAPECホノルル首脳会議で、2015年末までに対象物品の実行関税率を5%以下に削減する旨合意され、2012年9月のAPECウラジオストク首脳会議で、その対象品目として54品目に合意した。

② 交渉状況

(a) 交渉立ち上げまでの経緯

APECにおいて環境物品54品目の関税削減が合意されたことも受け、2012年11月より、ジュネーブにおいて、環境物品自由化推進国で形成する「環境フレンズ」国(日本、米国、EU、韓国、台湾、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー)で、WTOでの今後の環境物品自由化交渉の進め方についての議論が開始された。

2013年6月には、米国が「気候変動に関する大統領行動計画(the President's Climate Action Plan)」を発表。その中で、APEC環境物品リストを基に、WTOにおいて、太陽光、風力、水力、地熱などクリーンエネルギー技術を含んだ環境物品の貿易自由化に向けた交渉を立ち上げること、今後1年間で当該品目の世界貿易シェアの90%を占める国の参加を目指すこと等に言及した。

その後、2013年10月のAPECバリ首脳会議において、APEC環境物品リストを基にWTOで前進する機会を探求する旨合意したことも受け、ジュネーブにおける議論が加速した。そして、2014年1月

に、ダボスのWTO非公式閣僚会合の開催にあわせて、米国が主導して、有志43メンバー(日本、米国、EU(加盟国28か国を含む)、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェー、コスタリカ)が、WTO・EGA(環境物品協定)交渉の立ち上げに向けた声明を発表した。

2014年7月に、有志43メンバーでEGA交渉を立ち上げ、APECで合意した54品目より幅広い品目で関税撤廃を目指すことを確認した。

(b) 交渉の状況

2014年7月以降、2か月に1~2回程度のペースで交渉会合がジュネーブで開催され、各メンバーからの要望品目の積み上げ作業が行なわれた。これに当たり、国際機関、政府機関、学会、産業界等の専門家によるコンサルテーションも行なわれた。

2015年4月以降、積み上げが行なわれた品目について、環境クレディビリティや各メンバーのセンシティブティの観点から議論が行なわれ、対象品目の絞り込み作業が進められた。

2015年11月の交渉会合では、同年12月のケニア・ナイロビで開催された第10回WTO閣僚会議(MC10)での品目合意を目指し議論が行なわれたものの、結局合意には至らず、2016年に持ち越しになった。

2016年9月のG20杭州サミット首脳宣言において、交渉の「着地点」(関税撤廃の対象となる品目候補を304品目に特定。)に到達したことを歓迎し、年内妥結に向けて努力を倍増することとされた。同年12月、G20杭州サミット首脳宣言に基づき、年内妥結を目指し、米・EU主催のEGA閣僚会合を開催した。同会合では対象品目に関する立場の懸隔が埋まらず、妥結には至らなかったが、全メンバーの間で早期妥結を目指し交渉を継続していくべきとの認識が共有された。

交渉参加メンバーは、2015年1月にはイスラエル、5月にはトルコとアイスランドが加わり、2017年2月現在、46メンバーが参加している。

我が国としては、日本企業の競争力強化、地球環境問題への貢献、交渉の場としてのWTOの再活

性化という観点から、交渉の早期妥結を目指し、本交渉の推進に、関係国と連携しつつ積極的に取

り組んでいく。



関税評価にかかる近時の問題点

I. はじめに

関税額の算定基礎（課税価格）は、輸入貨物が輸出国から輸入国に対して輸入のために販売（以下「輸入取引」）される際の価格（以下「取引価格」）であり、関税額を公正に算定するためには、まず、取引価格を公正・客観的に評価する必要がある。

この点、現代の国際取引では、グローバル・バリュー・チェーン（製造業等における生産工程が内外に分散する国際的な分業体制）を構成するグループ企業間の原材料・部品・資本財取引のように、取引当事者が多数化し取引が複雑化する例や、価格全体のうちライセンス料の占める比重が高い電子機器等のように、物品に関連するサービスや権利の価値が当該物品の価値に化体していると評価しうる例がますます増加している。このような新しく複雑な形態の取引に関しては、何が公正な取引価格に当たるかという判断も単純ではなく、関税評価上の取引価格の評価に関しても、個別事例における各国による下記の関税評価協定に関する解釈・同協定に基づく具体的な適用が国際的に必ずしも統一されていない場合がある。

他方、関税収入の比重が高い国や国内産業保護の要請が高い国は、取引価格を高めに査定し、関税額を嵩上げするインセンティブを有する。

しかし、取引価格が恣意的に認定されれば、譲許率の範囲で設定されている関税率が無意味になり、また、取引価格が不当に高く査定され関税額が嵩上げされると、輸入貨物は、輸入国において価格が上昇し競争力が低下する。

このような状況をうけて、関税評価に際して個々の取引状況の検討を踏まえた取引価格の公平・客観的な査定を行う必要性は益々高くなっているといえよう。しかし、企業が単独で輸入国の税関による不合理な関税評価を覆すためには、企業機密を含みうる取引内容の詳細を開示して取引

状況について立証する必要がある、立証コスト及び企業機密保護の必要性を考慮すると、反論せずに指示された関税を甘受するほうが望ましいという判断に傾く可能性もあると思われる。そこで、本稿では、近年着目される関税評価に関する問題点を国際経済協定に基づいて法的に分析したうえで、日本企業が輸入国による不当な関税評価の是正を求めるために日本国政府を通してとりうる対応策について整理したい。

II. 関税評価概説

1. 関税評価とは¹

関税とは、物品の輸出入に際して課せられる税金であり、一般に輸入関税を指す。関税額は、基準額である課税価格に関税率を乗じて算出される

$$\text{関税額} = \text{基準額（課税価格）} \times \text{関税率}$$

関税評価とは、上記の課税価格を査定する手続である。なお、関税率に関しては、WTO 加盟国は、GATT 附属の譲許表によって、他の全ての加盟国に対して関税率の上限（譲許税率）を関税品目ごとに約束（GATT 第 2 条参照）したうえで、国内法規によって譲許税率の範囲で実際に適用される税率（実行税率）を定めている。関税評価では、客観的に適正な課税価格が査定される必要がある、課税価格の恣意的な設定は、関税率を無意味にする。つまり、納税者が適正価格より低い価格で課税価格を申告すれば脱税に当たる可能性があり、逆に、関税当局が適正価格より高い価格で課税価格を査定すれば関税額の不当な嵩上げとなる。

2. 関税評価に関する WTO 協定上の規律

（1）法源

WTO 協定上、関税評価は、GATT 第 7 条及び「GATT

¹ 本書第 II 部第 5 章（関税）1.（1）①、③及び⑤参照

第7条の実施に関する協定」(以下「関税評価協定」という)によって規律されている。関税評価協定は、課税価格の算定方法(同第1~8条)の他、各国の法令等による同協定の実施に係る事項(不服申立権、公表義務等)、関税評価に係る紛争の解決手段等について規定している。

また、加盟国に対する法的な拘束力はないが、実務上重要なガイドラインとして、WCO²の関税評価に関する技術委員会(以下「TCCV」という)³によるガイドラインがある。これは、TCCVが、関税評価協定の技術的解釈に関する加盟国に対する情報・助言として採択したものであり、情報・助言の性質に応じて、勧告的意見(advisory opinions)、解説(commentaries)、説明ノート(explanatory notes)、事例研究(case studies)又は研究(studies)等の形式をとる⁴。

(2) 課税価格の原則的な算定方法

課税価格の基本的な算定方式は以下のとおりである(関税評価協定1条)⁵。

$$\boxed{\text{課税価格}} = \boxed{\text{取引価格}} = \boxed{\text{現実支払価格}} + \boxed{\text{8条に基づく調整額}}$$

輸入貨物の課税価格は、売手・買手が自由な交渉のうで合意した価格が当該輸入貨物の実際の市場価格をもっともよく表すと考えられることから、対象品目の個別具体的な輸入取引における価格である「取引価格」を主たる基礎とする⁶。したがって、関税当局は、原則として、輸入者が申告した取引価格を、市場価格より低い、他の取引における同種貨物の価格より低い、割引価格である等の理由により拒絶してはならない(但し、下記

III.3 のとおり、輸入取引が関係者間取引である場合は例外的な考慮が可能である)⁷。

取引価格のベースとなる「現実支払価格」(現実に支払われた又は支払われるべき価格)とは、輸入取引時に、輸入貨物のために、買手が売手に対し/売手のために支払う金額をいい、支払いが直接的なものか間接的なものかを問わない。間接的な支払いの例としては、売手の債務の弁済が挙げられる⁸。また、買手が売手に対して又は買手が売手の債務を弁済するために第三者に対して、輸入貨物の販売(輸入取引)を行う条件として現実に支払った金額又は支払うべきすべての額をいうとされる⁹。

また、関税評価協定第8条に基づき、一定の調整要素が、現実支払価格に対して加算され、取引価格に算入される(上記「8条に基づく調整額」)。買手が輸入貨物を取得するために負担する支払・費用であっても、取引構成によっては、例えば請求書上輸入貨物の価格として記載されず、輸入貨物そのものの価格ではなく現実支払価格に当たらないと整理される可能性がある。しかし、取引当事者が取引の構成を変えることによって取引価格への算入を回避できるのは妥当ではないため、関税評価協定第8条は、このような支払・費用については、調整要素として、現実支払価格に含まれていない場合に含まれていない限度で、現実支払価格に対して加算され取引価格に計上されなければならないとしたものである¹⁰。

調整される要素は、関税評価協定第8条第1項(a)-(d)が限定列挙しており、手数料及び仲介料(買付手数料を除く)(同条同項(a)(i))、輸入貨物に関連のあるロイヤリティ及びライセンス料(以下「ロイヤリティ等」)であって輸入取引の条

² 世界税関機構(World Customs Organization)は、正式名称は関税協力理事会(CCC: Customs Cooperation Council)であり、各国の税関制度の調和・統一及び国際協力の推進により国際貿易の発展に貢献することを目的として、1952年に設立された国際機関である。主要任務のひとつとして、WTO主管の関税評価協定の統一の解釈及び適用のために技術的検討を行うことも含まれる。

³ 関税評価に関する技術委員会(Technical Committee on Customs Valuation)は、関税評価協定第18条第2項に基づき、WTO加盟国による関税評価協定の解釈及び適用の統一を技術的レベルにおいて確保するため、WCOが主催する委員会である。実務上、加盟国の代表として各国の税関関係者が参加して技術的・専門的な議論を行い、関税評価協定に関するガイドラインの作成の他、関税評価協定に基づく協議や紛争解決における当事国や小委員会からの要請に応じた技術的検討(関税評価協定第19条第3項・第4項)等を行う。

⁴ 最新のTCCVによるガイドラインに関しては、WCOが出版するCompendiumを参照のこと。

⁵ 当該方式では課税価格を決定できない場合は、同種貨物の取引価格、類似貨物の取引価格等を基礎とする代替的な算定方法を、関税評価協定の定める順番で適用する(関税評価協定第2~7条)。

⁶ Sheri Rosenow and Brian J. Oshesa, A Handbook on the WTO Customs Valuation Agreement, 22頁(2010, World Trade Organization)

⁷ 前掲注6 27~28頁

⁸ 関税評価協定附属書I第1条の規定に関する注釈

⁹ 関税評価協定附属書III第7項

¹⁰ 前掲注6 41頁

件として買手が直接又は間接に支払わなければならないもの（同条同項(c)）、輸入貨物の再販売による収益であって直接又は間接に売手に帰属するもの（同条同項(d)）等が挙げられる。

III. 関税評価が問題になりうる類型

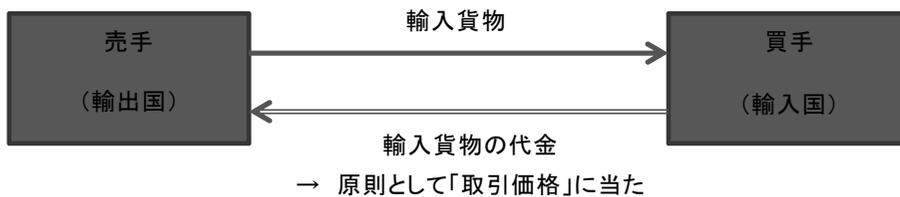
本項では、参考として、関税評価が問題となりうる抽象的な類型をいくつかとりあげ、簡単な法的分析を付記する。実際の事案においては当該事案の個別具体的な取引状況に応じた検討が必要で

ある。

1. 取引価格が不合理に拒絶される例

①税関が内部資料記載の価格を最低価格として運用し、輸入取引の当事者が左記価格未満の取引価格を申告する場合に当該取引価格を拒絶する例や、②輸出者が為替変動に伴い取引価格を下けたところ、税関が特段の説明なく、不当廉売に該当するとして当該取引価格を拒絶する例等が考えられる。

<図表 1：取引価格算定の原則>



上記のような事例については、①課税価格の算定方法に関しては一般に、輸入取引の個別の取引状況を考慮し、関税評価協定が定めた算定方法を同協定が定める順序に従って適用する必要がある（関税評価協定第 1～3、5、6 条）ところ、協定の定める算定方法に従っていない可能性がある。また、②課税価格の決定に当たって最低課税価格の使用が禁じられていること（同第 7 条(f)）、③買手は課税価格の決定方法について十分な説明を受ける権利があること（同第 16 条）等との整合性についても検討を要し、④評価データベースの利用方法に係る TCCV のガイドライン¹¹も参考になる。

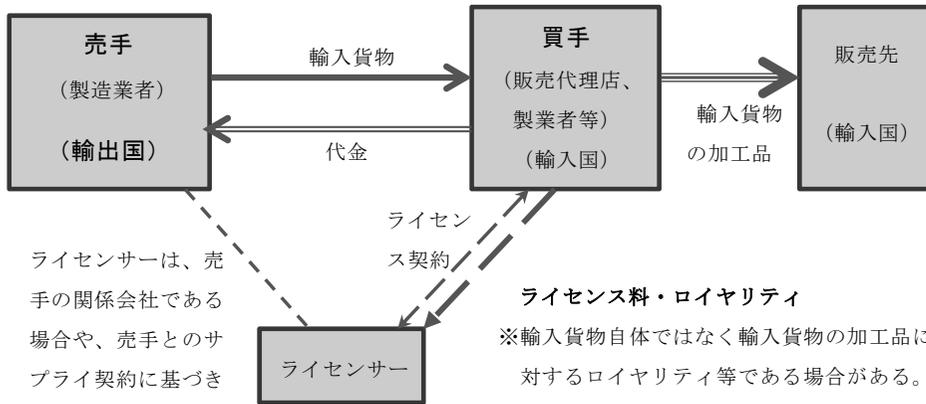
また、⑤申告された取引価格を変更しなければ通関を認めない運用である場合は、GATT 第 11 条第 1 項（輸入制限の一般的禁止）との整合性も問題となる。

2. ロイヤリティ等の取扱い

ロイヤリティ等に関しては、売手以外の第三者（ライセンサー）に対して支払われるロイヤリティ等や、輸入貨物自体ではなく輸入貨物を原材料とする加工品のために支払われるロイヤリティ等について、輸入貨物の取引価格に算入しうるか否かが問題になる。

¹¹ Guidelines on the development and use of national valuation database as a risk assessment tool (2004)：税関による評価データベースについて、申告価格の真実性・正確性を検証するリスクアセスメント・ツールとして利用されるべきであり、最低課税価格として利用されてはならない旨等を規定している。

＜図表2：ロイヤリティ等の取扱いが問題となる取引状況の例＞



ライセンサーは、売手の関係会社である場合や、売手とのサプライ契約に基づき仕様や販売先の指定権を有する場合があります。

ライセンス料・ロイヤリティ

※輸入貨物自体ではなく輸入貨物の加工品に対するロイヤリティ等である場合がある。

ロイヤリティ等は、①輸入貨物と「関連性」があり、②輸入取引の「条件」として支払われたものは、8条に基づく調整額として現実支払価格に加算するとされている(関税評価協定第8条第1項(c))。そこで、上記のような場合においても、①ロイヤリティ等と輸入貨物との「関連性」及び②ロイヤリティ等輸入取引との「条件性」があると評価できるか否かを検討する必要がある。

関税評価協定第8条第項1(c)条の解釈は、TCCVにおいて検討されることも多く、勧告的意見4.1～4.15、解説25.1等多数のガイドラインが採択されている。これらのガイドラインは、①輸入貨物との関連性及び②輸入取引との条件性の判断に際しては、基本的に、個別の取引状況に応じた諸要素の総合考慮が必要であるとしている。また、考慮要素の例として、対象となる特許・商標・意匠等が輸入貨物自体に組み込まれているか／輸入貨物自体の製造に必要であるか、輸入取引契約とラ

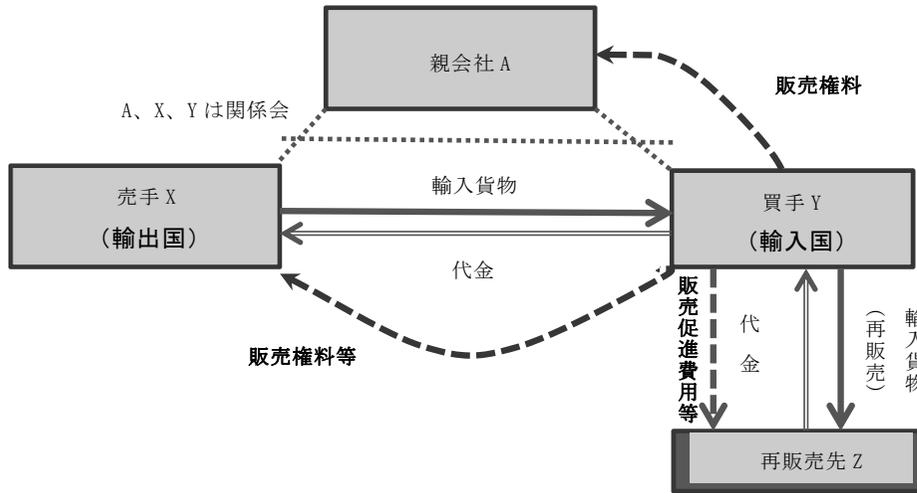
イセンス契約に関連性があるか、輸入取引契約解除の条件としてライセンスフィーの不払いが規定されているか、第三者であるライセンサーが売手の関係会社であるか、輸入貨物に対して加えられる加工の程度等を挙げている¹²。

3. その他各種関連費用(販売権料、販売促進費用等)の取扱い

販売権料、販売促進費用等は、原則として、輸入貨物の価格にあらず、輸入貨物の取引価格に算入されない。しかし、特に関係会社間取引において、これらの費用の支払い(売手以外の第三者に対して支払われるものもある)がグループ全体の取引スキームの一貫として必要であり、不払いがあれば事実上輸入取引が続けられない場合等について、これらの費用が輸入貨物の取引価格に算入されるべきか否かは議論になりうる。

¹² TCCV 解説 25.1 (第三者に対するロイヤリティ等の支払いに関する一般的な解説) 等

<図表 3：各種費用の取扱いが問題となる取引状況の例>



まず、原則として、輸入取引において輸入貨物のために支払われたといえない費用は、「現実支払価格」に含まれず取引価格に含まれない。例えば、買手が、売手が物品輸入後に物品に関連して提供するサービス（輸送、設置、組立て等）に対して支払う金額は、輸入取引における輸入貨物の対価ではなく輸入取引と区別できるサービスの対価であるため現実支払価格に含まれないとされ¹³、買手が自己のために行う活動費用（輸入国における販売・流通に係る費用等）も、売手の利益になる面があるとしても売手に対する間接的な支払いとは解されず、現実支払価格に含まれないとされている¹⁴。販売権料等の上記の各種費用は、基本的には、輸入取引における輸入貨物の対価とはいいがたく、現実支払価格には含まれないと思われる。

しかし、①輸入取引の「条件として」支払われるものは現実支払価格に含まれる¹⁵とされていること、②8 条に基づく調整額として、買手が無償で

又は値引きで提供した、輸入貨物の生産のために必要な技術、考案、工芸、意匠及び設計の価額（関税評価協定第 8 条第 1 項 (b) (iv)）、輸入貨物と「関連性」があり、輸入取引の「条件として」支払われたロイヤリティ等（同条同項 (c)）¹⁶、輸入貨物の再販売による収益であって直接又は間接に売手に帰属するもの（同条同項 (d)）等が挙げられていることから、上記各種費用についても、これらの事由に該当し取引価格に算入されるべきか否かは問題となりうる。

また、関係者間取引（特殊関係者間取引）¹⁷については、取引価格が関係者性によって影響を受けている（市場価格より低く設定されている）場合は、例外的に申告された取引価格が拒絶されうる（関税評価協定第 1 条第 1 項 (d)、同条第 2 項）¹⁸とところ、上記各種費用は関係者性に起因して取引価格が低く設定されたことを反映・示唆するものと主張される可能性もある¹⁹。

但し、具体的な適用条項・法的分析・結論は、

¹³ 但し、現実支払価格と区別されない場合はこの限りではない（関税評価協定附属書 I 第 1 条の規定に関する注釈第 3 項）。

¹⁴ 関税評価協定附属書 I 第 1 条の規定に関する注釈第 2 項

¹⁵ 関税評価協定附属書 III 第 7 項

¹⁶ 関税評価協定附属書 I 第 8 条の規定に関する注釈は、第 8 条第 1 項 (c) に関して、輸入貨物を輸入国において複製する権利に係る支払額は現実支払価格に含まれないとし、また、輸入貨物を頒布し又は再販売する権利を取得するために買手が支払う額は、輸入取引の条件でない限り、現実支払価格に含まれないとする。

¹⁷ 関税評価協定上の「特殊関係者」の定義について同協定第 15 条第 4 項参照。

¹⁸ 関税当局は、売手・買手が特殊関係にあるという事実のみをもって申告した取引価格が拒否してはならず、個別の輸入取引状況を検討することによって特殊関係が価格に影響を及ぼしているか否かを判断する必要がある。関税当局が、特殊関係が取引価格に影響を及ぼしているとの心証を得た場合、輸入者は反証する機会を与えられ、輸入者が、申告価格が法定の条件を満たす同種貨物又は類似貨物の価格に近似している旨立証したときは、当該申告価格は拒絶されはならない。（関税評価協定第 1 条第 2 項）

¹⁹ 近年、関係者間取引における取引価格の公正な評価を行おうとする点で共通する関税評価と移転価格税制との関係が、WCO（TCOV を含む）、OECD、世銀、ICC 等の各種フォーラムにおいて議論されている。関税評価協定の解釈のうえでは、移転価格スタディを関税評価に関する税関の調査資料として使用できるかに

個別具体的な取引や費用の性質・状況によって大きく異なる。

IV. 対応手段

1. 二国間の議論・交渉

まず、政府間で税関当局・課税当局への申し入れを行うことが考えられる。また、二国間で経済連携協定 (EPA) などを締結している場合には、EPA に基づく物品貿易小委員会²⁰やビジネス環境の整備に関する小委員会を活用することも考えられる。物品貿易小委員会は開催例が少ないが、ビジネス環境の整備に関する小委員会は、EPA 整合性の要求を端的な目的事項とするわけではないがビジネス環境の一環として関税評価問題を取り上げることができ、また、企業も参加でき、かつ、定期的に関税評価される例が多い点で利用し易いと思われる²¹。

また、途上国に対する技術協力 (capacity building) を通じて、関税評価を含む制度の改善及び職員の能力向上を行うことが考えられる。関税評価における技術協力では、我が国の税関職員の派遣や相手国の税関職員の招聘等を通して、途上国の税関職員に対し、関税評価協定の内容・解釈や具体的な事例に対する適用について、等日本の知見を伝授し、相手国の実情に合わせたアドバイスを行うものであり、WCO 等の国際機関を通じて行う例もある。相手国の関税制度が十分に整備されていないことが問題の原因である場合は特に実効的と思われる。

2. 多数国間の議論・交渉

また、より横断的な問題である場合、WCO の TCCV²²の場を利用して、具体的な関税評価に係る問題について多数国間で問題提起することが考えられる。TCCV は、加盟国の提案に基づき、各国税

関の専門家間で、関税評価協定実施にかかる個別の技術的問題を検討し、関税評価協定実施の国際的な調和を目指した文書 (勧告的意見、解説等) の採択を行うところ、現在年 2 回開催されており、加盟国提案の複数の具体的な技術的問題が、常時継続的に検討されている。日本提案の議題が勧告的意見、解説等のガイドラインとして採択されれば、事実上の拘束力が生じ加盟国による自主的な改善が期待できる。しかし、採択は事実上全会一致であるため、採択に至らない可能性も相当程度ある点に留意が必要である。但し、採択に至らない場合でも具体的な関税評価の問題に適用されるべき関税評価協定の解釈について多数国間の議論が深まることは期待でき、また、全会一致に至らなかった議題も Conspectus と称される文書に記録される。

3. WTO 紛争解決手続の利用

最後に、関税評価協定違反に係る紛争については、WTO 紛争解決手続を利用することが可能である (関税評価協定第 19 条)。しかし、WTO 紛争解決手続は、基本的に現存する政府措置の WTO 協定整合性を判断する手続であって、過去の個別の適用事例について判断しうるか否かは争いがあり、仮に判断しうるとしても過去の措置について遡及的な救済を与えることはできないという限界がある点に留意が必要である²³。

但し、関税評価協定に非整合的な関税評価を行う旨の措置国によるルールやプラクティスの存在が認められ、当該ルールの適用や当該プラクティスの実施を将来的に防ぐ必要がある場合には、WTO の紛争解決手続を有効に活用しうる。この点、関税評価協定違反があると判断された先例 2 件のうちコロンビアによる指示価格設定及び入港規制のケースでは、将来も一般的に適用されうる

ついて、両制度の目的の差等に鑑みればケースバイケースであるが、一義的に使用できないわけではないとする TCCV の解説が発出されている (TCCV 解説 23.1)。

²⁰ 各種 EPA では、物品貿易章において、関税評価に関しては関税評価協定を準用する旨を定める例が多い。

²¹ ビジネス環境整備委員会の意義や開催実績について、本書第 III 部第 8 章<ビジネス環境整備>参照。

²² 多数国間交渉のフォーラムとしては他に WTO 関税評価委員会もある。同委員会は、関税評価の運用に関する事項で関税評価協定の実施又は同協定の目的達成に影響しうるものについて協議する場として、関税評価協定 18 条 1 項に基づき WTO に設置されており、各国の国内法が関税評価協定に整合的に運用されているか否かのレビュー等を行っている。関税評価協定に非整合的な疑いのある特定の加盟国の措置について説明や改善を求めるとき等、必ずしも関税評価協定の解釈に係る技術的な議論が必要ではない場合は、TCCV ではなく WTO 関税評価委員会を活用することが考えられる。

²³ 2015 年 2 月時点で関税評価協定違反が主張されたケースは 17 件ある。これらのケースの特徴として、最低価格や指示価格設定が論点になっているものが多いこと、WTO 協定中の他の協定 (AD 協定等) 違反と併せて主張されたものが多いこと、及び、パネル設置に至らなかったものが多いことが挙げられる (前掲注 6 168~169 頁)。

関税評価の方法を規定した法令そのものが²⁴、また、タイのフィリピン産タバコに対する税関措置のケースでは、一定期間における一貫した多数の関税評価決定が²⁵、それぞれ措置として認定されている。また、先例は、関税評価に関する事例ではないが、ゼロイング方式²⁶、ゼロイング方式の継続的な使用²⁷、明文の根拠規定なく事実上の行

政指導によって実施された輸入規制措置²⁸等、（明文の根拠法令に基づかずに）同じ類型の行為が継続的に多数行われている場合には、それらの行為を総体として措置として認定しており、このような措置について WTO 協定非整合との判断が得られれば、同種行為の継続を防ぐ効果が期待できる。

²⁴ コロンビアによる指示価格設定及び入港規制 (DS366) : コロンビアの指示価格設定措置 (指示価格の使用を義務づける法令自体) が関税評価協定第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 6 条及び第 7 条第 2 項 (b) 及び (f)、GATT 第 11 条第 1 項等に非整合である旨が認定された。なお、本件は上訴されていない。

²⁵ タイのフィリピン産タバコに対する税関措置 (DS371) : 一定の期間に行われた特定の特殊関係者間取引について、タイ関税当局が、(i) 取引状況を考慮せず申告された取引価格を拒否したことが関税評価協定第 1 条第 1 項及び第 1 条第 2 項 (a) に非整合である旨、(ii) 課税価格の決定理由を示さなかったことが同第 16 条に非整合である旨等が認定された (ただし、関税評価協定に関する判断は上訴されていない)。

²⁶ ゼロイング方式は、明文法令に規定されていないが、一般的にかつ将来にわたって適用されるルール又は基準 (norm) に当たると認定された (米国-ダンピング・マージンの算出に係る法律、規則及び計算方法 (DS294) para. 198)。

²⁷ 特定の AD 税賦課決定に基づく AD 税が維持された一連の AD 手続 (調査・定期的レビュー・サンセットレビュー等) におけるゼロイング方式の継続的な使用について、ルールとしてのゼロイング方式そのものやゼロイング方式の個別適用事例とは区別される「継続的な行為」(ongoing conduct) であるとしたうえで、措置として認定している (米国-ゼロイング手法の維持と継続的な適用 (DS350) para. 185)。

²⁸ 多数の個別の適用事例とは区別される、組織的かつ継続的に適用される単体の措置 (single measure) としての輸入規制の存在を認定した (アルゼンチン輸入規制措置 (DS438/444/445) 上級委 para. 5, 146)。その他、EC-大型民間航空機の取引に関連する措置 (DS316) 上級委 para. 794 は、補助金プログラム (一般的・将来的に適用される「ルール」とはいえず、また、当該プログラムに基づく個別の交付事例とは区別される) について、措置として認定される可能性を否定していない (ただし、結論としてはパネル設置要請で特定されていないため審理対象に含まれないとした)。